

HACCP システムの 考え方

Kazuo Hisa
日佐 和夫



大阪府立大学
食品安全科学研究センター／微生物制御研究センター
客員教授

1946年生まれ、大阪市出身。69年農林省水産大学校製造学科（現国研水産研究・教育機構水産大学校）卒業、同増殖学科研究科中退、大阪府立大学農学部獣医学科研究生。その後、スーパーマーケット品質管理、衛生管理会社などを経て、東京海洋大学大学院食品流通安全管理専攻教授、2012年退職。現在、数社の顧問を務める。（一社）全国スーパーマーケット協会「食品安全技術専門会議」委員長。

HACCP 制度化への対応

第 6 回

HACCP 制度と法令順守および コンプライアンス〈1〉

新型コロナウイルスでの「PCR検査受診要件」について、「既に通知で周知をしているが、保健所や国民が誤解している」旨の大臣発言が国会・マスコミで問題になった。さらに、「専門家会議」の改正特措法での位置付けなどの議論もされている。今回、これら「通知などの伝達方法」や「行政のアドバイザー的な専門家会議」と、HACCP制度の「政省令通知」や「技術検討会」とは、類似点があるような感じがしている。このことについて、批判覚悟で私見を2回に分けて述べてみたい。

厚生労働大臣の発言と
厚生労働行政における
通知とは

基本的に法律やその施行令が定められると、国民は法令順守する義務を負う。今回、大臣発言の「PCR検査受診要件変更」は、改正特措法に基づく政省令の「通達」として告知されたものと理解している。しかし、一般にこれら通達は、「本省所管部署」から「自治体所管部署」に発信される文書である。従って、大臣の言う「通知」を知り得る位置にあるのは「保健所」で、国民は知り得る立場にはない。しかし、通知の多くは最

後に「対象関連等事業者」に周知徹底の旨を記載されていることが多い。ただ、今回の事案については、「国民に周知徹底」の旨の記載はないと推測している。

一方、今回の改正食品衛生法における「HACCP制度」は、「食品等事業者」は「法令順守の範囲」である。しかし、この制度に関する「通知」の宛先は、

「自治体所管部署」である。つまり、「食品等事業者」宛てでないの、法的側面から見れば通知を順守する必要はない。しかし、末尾に「食品等事業者」に周知徹底されたい」という文言があることから「法的拘束」を受け、法令順守に準じる対応が求められるであろう。

今回、大臣発言が「保健所と国民に誤解」とするならば、「何（行政的根拠文書）」をもって、特に「国民に誤解」を与えたのが気になるところである。「霞が関の正論が、現場には通用しないこともある」という認識も必要であろう。今回の「HACCP制度」に関しても、保健所および食品等事業者の混乱が続くであろうと予測している。

